

## 辰野町週休 2 日工事試行要領

(主旨)

第 1 条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休 2 日工事の試行にあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日 完全週休 2 日又は週休 2 日相当のことをいう。
- (2) 完全週休 2 日 対象期間において、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を現場閉所日とすることをいう。
- (3) 週休 2 日相当 対象期間の 28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。
- (4) 対象期間 工事着手日（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量等をいう。）に着手する日）から工事完成日（片づけを含む現場作業が完了する日）までのうち、次のアからオまでに規定する期間を除いた期間をいう。
  - ア 年末年始休暇（6 日間）
  - イ 夏季休暇（3 日間）
  - ウ 工場製作に限り実施している期間
  - エ 工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間
  - オ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等
- (5) 現場閉所日 あらかじめ定めた休工日のことをいい、1 つの工事現場で概ね同時期に施工される関連工事を含め、1 日を通していずれの現場作業（現場事務所における作業を含む。）も実施しない日のことをいう。ただし、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業のみを行う場合は現場閉所とみなす。

(6) 週休 2 日の達成 第 5 条に規定する取組を実施し、週休 2 日を達成した場合のことをいう。

(週休 2 日工事の種類)

第 3 条 週休 2 日工事の対象工事は、町が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者が週休 2 日工事に取り組むことを指定した工事を対象とする。

(受注者の取組)

第 4 条 受注者は、発注者指定型週休 2 日工事の場合、週休 2 日に取り組むものとする。

- 2 受注者は、週休 2 日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に明示する。
- 3 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。
- 4 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督職員と協議し承諾を得る。
- 5 受注者は、別紙の定めにより、週休 2 日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

(発注者の取組)

第 5 条 発注者は、週休 2 日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 発注者は、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費等を補正した額を計上する。この場合において、補正額については長野県週休 2 日工事实施要領（以下「県要領」という。）に準じる。
- 3 発注者は、あらかじめ週休 2 日の対象外とする内容に該当する期間について、特記仕様書等に記載する。
- 4 監督職員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
- 5 監督職員は、受注者から第 4 条第 4 項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- 6 監督職員は、第 4 条第 5 項の状況を確認する。
- 7 監督職員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。
- 8 発注者は、第 4 条の規定に基づく週休 2 日の取組実績により、直接工事費及び間接工事費等を補正する。この場合において、補正額については県要領に準じる。
- 9 発注者は、受注者が週休 2 日を達成したことを認めた場合、週休 2 日工事履行実

績証明書（様式第1号）により週休2日の達成を証明するものとする。

- 10 発注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、受注者側に週休2日に取組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、辰野町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成24年辰野町告示第20号）第5条に基づき、辰野町指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 11 発注者は、週休2日工事の対象工事である旨、公告、入札通知、特記仕様書等に記載する。

（補則）

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受注者及び発注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

工事現場における週休2日の実施の明示について

1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。

2) 明示内容

「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

3) 掲示板の大きさ

工事件名板(1.1m×1.4m)程度とする。

4) 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所であつ第三者等へ危害を与えない場所とする。

5) 掲示板に関する費用

各部の積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

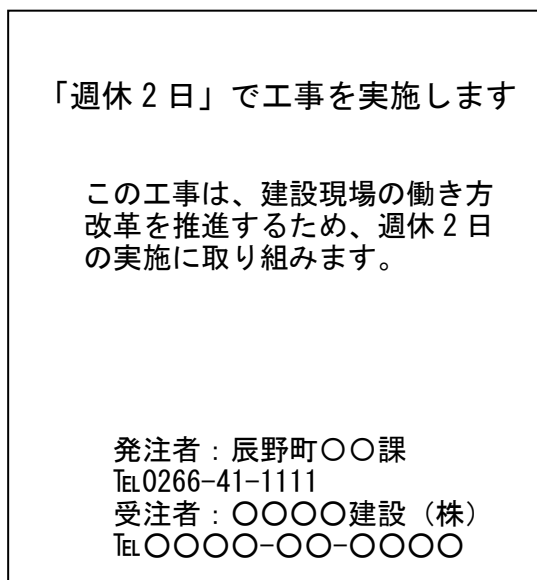


図 掲示板参考図



(様式-1)

〇〇〇〇～〇〇号

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日

(会社名) 様

辰野町長印

### 週休2日工事履行実績証明書

下記の工事において、週休2日を達成したことを証明します。

#### 記

1 工事名 :

2 箇所名 :

3 工期 :

4 主任（監理）技術者氏名 :

5 竣工日 :